

# 岡谷市小中学校情報機器等整備計画

令和7年2月4日  
岡谷市教育委員会

## 1. 計画策定の趣旨

国の GIGA スクール構想に基づき、令和2年度で各校に整備した第1期の1人1台端末が導入から4年目を迎え、経年により更新期を迎えています。

本計画は、次期 GIGA 端末 (GIGA 第2期) の計画的な更新及び校内ネットワーク環境の課題等に対応するため、令和6年4月に文部科学省から示された「公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領」に基づく計画として策定するものです。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、「学校教育の情報化の推進に関する法律」の趣旨に添った学校の ICT 化を進めるとともに、GIGA 第2期として整備を行う端末の国補助金の申請要件に合わせた、本市の個別計画として策定します。

## 3. 計画期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とします。(国策定要領に準ずる)

## 4. 計画の骨子

本計画は、令和2年度に策定した「岡谷市小中学校 ICT 環境整備計画」を継承しつつ、国の策定要領に基づき、市の計画に盛り込むことが必要とされている事項として、「端末整備・更新計画」、「ネットワーク整備計画」、「校務DX計画」、「1人1台端末の利活用に係る計画」の4つの項目に基づき調整しています。

## 5. 現在の学校情報機器と更新台数

本計画において対象とする学校情報機器等は、市内小中学校に配備している教職員用パソコン及び児童生徒用1人1台端末並びに校内ネットワークであり、このうち学校の情報機器の更新前後の数量は、次のとおり計画しています。

令和6年度現在

教職員用パソコン	440台 (事務室、職員室、図書室)
パソコン室	381台 (児童生徒用)
教員タブ (児童共用)	484台 (R元 導入タブレット)
学習者用端末	3,556台 (R2 1人1台端末)



本計画による情報機器更新後 (GIGA第2期端末を含む)

教職員用パソコン	419台 (事務室、職員室、図書室)
学習者用端末	3,422台 (1人1台端末+予備機)
指導者用端末	230台 (児童生徒用と同機種タブ)

## 6. 端末整備・更新計画

国の策定要領に基づき、GIGA 第2期端末の更新に関する計画を定めます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	3,045 人	2,976 人	2,882 人	2,822 人	2,746 人
② 予備機を含む 整備上限台数	0 台	3,422 台	0 台	0 台	0 台
③ 整備台数 (予備機除く)	0 台	2,976 台	0 台	0 台	0 台
④ ③のうち 基金事業によるもの	0 台	2,976 台	0 台	0 台	0 台
⑤ 累積更新比率	0%	100%	0%	0%	0%
⑥ 予備機整備台数	0 台	446 台	0 台	0 台	0 台
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0 台	446 台	0 台	0 台	0 台
⑧ 予備機整備率	0%	15%	0%	0%	0%

### (端末整備・更新計画の考え方)

GIGA第2期端末は、令和7年度において調達を進め、令和8年度から本格運用を開始します。更新端末は5年間のリース契約により予算の平準化を図るほか、後年度の財政負担抑制に向け、リース期間満了後も継続使用が可能な場合は、リース契約の延長を検討します。

### (更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

令和2年度に導入した第1期端末(3,556台)の内、他の公共施設等で活用する機器については、市職員がデータ消去及びOS更新作業等を行います。再利用できない機器は、小型家電リサイクル法の認定業者に処分の上、再資源化等を図ります。

○対象台数：3,556台

○処分方法

- ・使用済み端末を他の公共施設等で再利用 150台(保育士、学童職員用等)
- ・小型家電リサイクル法認定業者に処分し再利用、再資源化 3,406台

○端末データの消去方法

- ・自治体職員による対応、業者による対応

○スケジュール(予定)

- 令和7年11月頃 処分事業者選定
- 令和8年1月頃 第2期端末調達
- 令和8年4月以降 使用済端末の業者処分

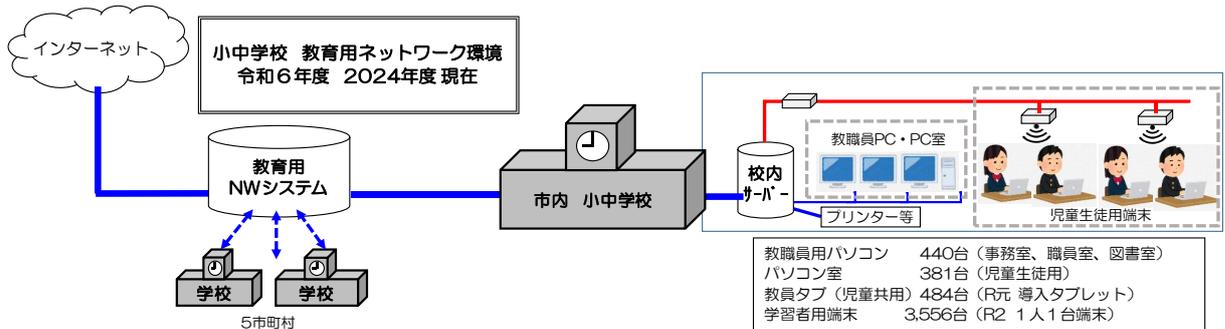
○その他特記事項

## 7. ネットワーク整備計画

令和2年度に実施した教育用ネットワーク整備により、各校の普通教室、特別教室等はWi-Fiにより1人1台端末に接続できる環境を構築しています。

学習者用端末の活用が進み、大勢での同時接続や動画・画像教材等の調べ学習の機会の増加等により、各校の通信速度の遅延等が発生しているため、通信速度を強化する必要があります。

### 【教育用ネットワーク環境（令和6年度現在）】



### 【各校のネットワーク速度と目標値】

なお、教育用ネットワークの上位回線に関しては、通信事業者が令和7年度より現行の4Gbps から10Gbpsに強化する予定です。

小学校ネットワーク速度と目標値

校名	児童数	簡易検査結果	国推奨帯域 (目標値)
川岸小	300名	189 Mbps	422 Mbps
神明小	313名	193 Mbps	422 Mbps
小井川小	271名	182 Mbps	408 Mbps
岡谷田中小	340名	197 Mbps	437 Mbps
湊小	78名	136 Mbps	161 Mbps
長地小	512名	176 Mbps	511 Mbps
上の原小	167名	205 Mbps	323 Mbps
小学校 平均値		183 Mbps	383 Mbps

中学校ネットワーク速度と目標値

校名	児童数	簡易検査結果	国推奨帯域 (目標値)
西部中	154名	181 Mbps	323 Mbps
北部中	275名	168 Mbps	408 Mbps
南部中	214名	120 Mbps	395 Mbps
東部中	421名	170 Mbps	482 Mbps
中学校 平均値		160 Mbps	402 Mbps

小中学校 平均値	171 Mbps	393 Mbps
----------	----------	----------

簡易検査（R6.6～7月実施）

### 【必要なネットワーク速度が確保できている学校数】

令和6年度 現在 0校（総学校数に占める割合 0%）

令和8年度 目標 11校（総学校数に占める割合 100%）

### 【必要なネットワーク速度の確保に向けたスケジュール】

令和6年度のネットワークアセスメント調査により特定された課題について、上位回線の回線強化による効果を踏まえた上で、令和7年度中に対応策を検討し、校内ネットワーク環境の改善が必要な学校については、令和8年度で各校の規模に応じた国の推奨帯域を目標に校内ネットワーク環境の整備を行います。

## 8. 校務DX計画

### (1) 統合型校務支援システムの導入

市内小中学校の現行の校務支援システムは、令和元年度の更新で独自に導入したもので、令和7年度において次のシステム更改を予定しています。

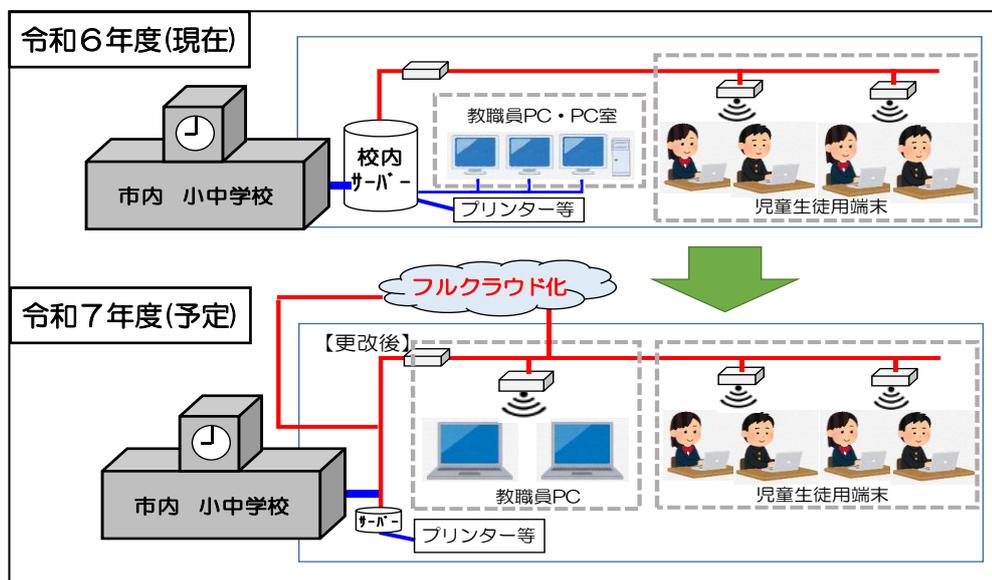
現在、県内では、長野県が共通の統合型校務支援システムへの移行を推進しており、次のシステム更改に合わせ、県内市町村で導入が進む県の統合型校務支援システム「C4th」の導入を図ります。

この統合型校務支援システムの導入により、「学籍・名簿管理」、「出席管理」、「成績管理」、「保健管理」、「学校運営・教育計画」等の校務のデジタル化や効率化を進め、他地域と共通のシステムとすることで教職員の異動時の負担軽減等、教職員の働き方改革を推進します。

### (2) 教職員用パソコンのフルクラウド化

令和6年度現在、教職員が使用しているパソコンは、校内サーバーから有線で接続しているため、サーバーの記録容量の制約や職員室や教室等限定した場所でのネットワークに接続できない不便さ等、機動力の面で課題がありました。

このため、令和7年度のシステム更改に合わせ、教職員用パソコンについては、有線接続方式から無線化しネットワーク上のサーバーに接続するフルクラウド化を図り、教職員用パソコンの利便性を高め、仕事の仕方の変革や効率化を推進します。



### (3) その他の校務DX

校内ネットワーク環境の強化を図ることで、学校間のWeb会議や遠隔授業の実施、教職員や児童生徒の交流機会の創出等、情報機器の利便性を活かした取組を推進します。

そのほか、保護者等への連絡用ツールとして導入済みの通信アプリの更なる活用や出退勤管理システムの運用、学校FAX、押印廃止等により校務のICT化、ペーパーレス化を推進します。

## 9. 1人1台端末の利活用に係る計画

### (1) 1人1台端末第1期の総括及びめざす学びの姿

「全国学力・学習状況調査」の質問紙調査において、「毎日又は週3回以上パソコンや端末を活用した」と答えた児童生徒が年々増えており、日々の授業の中での端末等の活用が進んでいます。

全国学力・学習状況調査における質問紙調査項目	種別	R3	R4	R5	R6
授業でPC・端末を毎日又は週3日以上活用したと答えた児童生徒の割合(%)	小学校	28.3	40.2	44.7	67.0
	中学校	23.6	25.7	30.7	58.0

### 【1人1台端末をはじめとするICT環境によって実現をめざす学びの姿】

今後も1人1台端末が児童生徒の個別最適な学びと協働的な学びのツールとして、安全で有効に活用できる環境づくりを進める必要があります。

### (2) 利活用に関する計画

#### ○授業等における情報機器等の活用

- ・自分の考えを表現し、まとめ、伝えることのできるよう、1人1台端末を積極的に活用し、児童生徒の情報活用能力を高めます。
- ・学習指導要領に基づき、各教科で情報機器を用いた効果的な学習を促進するほか、プログラミング的思考を育むプログラミング教育や生成AIの活用、学習者用デジタル教科書の段階的導入などに対応します。
- ・悩みや困り事など、1人1台端末により気軽に相談できる環境を整えます。
- ・教職員の情報機器活用による授業改善を促進し、教育の質を高めます。

#### ○放課後、家庭学習における情報機器の活用

- ・小中学校で導入している学習支援ソフトを、放課後の子ども未来塾等で積極的に活用し、学習習慣の定着や学力向上を推進します。
- ・感染症の拡大等に伴う学級閉鎖等、必要に応じて学習動画の配信や遠隔授業等を検討し、児童生徒の学びを継続します。
- ・長期欠席など、支援が必要な児童生徒に対して、情報機器を活用して誰一人取り残されない多様な学びの環境づくりを推進します。

#### ○情報セキュリティ対策の強化

- ・国の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に準拠し、学校の情報セキュリティ対策を推進するとともに、安全な情報管理を徹底し、教職員等への各種研修等を充実します。
- ・家庭における情報機器を活用した学習機会の充実に向け、家庭における情報セキュリティの周知啓発を図ります。

#### ○情報リテラシー、情報モラル教育の推進

- ・学校において、情報機器を適切に活用できる基礎的な知識や技能等を習得できるように、情報リテラシー教育を推進するほか、児童生徒や保護者、教職員に向けた情報モラル教育の一層の推進を図ります。